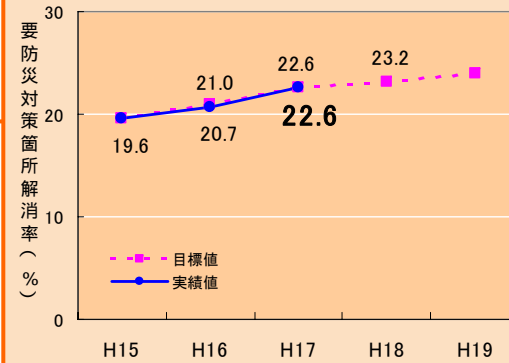


◎道路防災対策の推進

アウトカム指標：要防災対策箇所解消率

地方部の安全性を確保する道路整備を示す指標

指標解説 [要防災対策箇所解消率＝平成8年指定箇所のうち解消済の箇所/全指定箇所]
平成8年の道路防災点検にて要防災対策箇所として指定を受けた箇所の解消割合

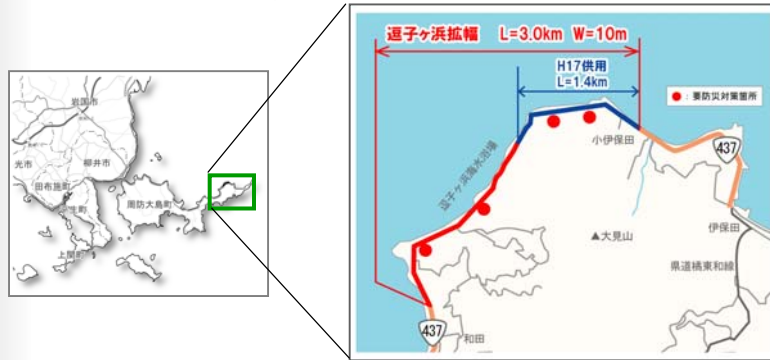


平成17年度の目標達成状況

平成17年度の「要防災対策箇所解消率」は国道9号みもすそ川町の防災対策や国道437号逗子ヶ浜拡幅に伴う防災対策等により20.7%から22.6%に向上し、目標を達成しました。

■ 国道437号逗子ヶ浜拡幅に伴い2箇所の要防災対策箇所が解消されます。

逗子ヶ浜拡幅は、異常気象時通行規制が指定されている幅員狭小、線形不良の隘路区間を解消し、安全で円滑な交通の確保を目的に整備を進めています。
本路線は災害時の緊急輸送を円滑かつ確実に実施するための第2次緊急輸送道路に指定されています。
平成17年度は1.4km区間を部分供用し、2箇所の要防災対策箇所の工事を完了しました。



整備前



整備後

■ 国道9号みもすそ川町の防災対策を完了しました。

国道9号下関みもすそ川町の法面対策として、グランドアンカーの施工、周辺景観に配慮してジオファイバー工法による緑化を実施しました。



対策前



対策後

■ 国道191号三見の防災対策を完了しました。

国道191号萩市三見地区の法面対策として、地山の切りなおし、グランドアンカーによる対策を実施しました。



対策前



対策後

平成18年度業績計画

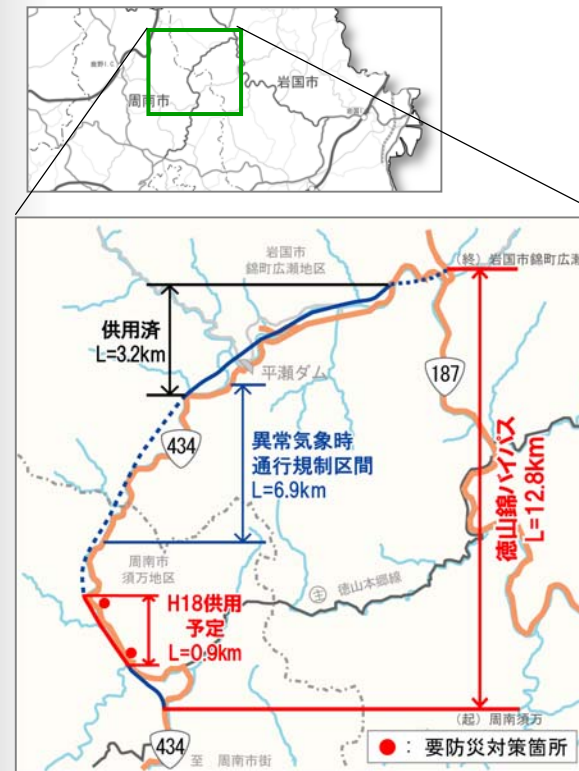
平成18年度の目標設定

平成18年度は「国道434号徳山錦バイパス」供用に伴う危険箇所解消等をはじめ、防災対策数は13箇所を予定し、解消率23.2%を目標とします。
また、今後も引き続き未完了箇所の早期の対策完了に向けた事業推進を図るとともに、緊急性の高い対策箇所や緊急輸送道路などの重要性の高い路線について特に重点的な整備を推進していきます。

徳山錦バイパスの供用に伴う防災対策



平成18年部分供用予定



徳山錦バイパスは、異常気象時通行規制が指定されている幅員狭小、線形不良の隘路区間を解消し、安全で円滑な交通の確保を目的に整備を進めています。
本路線は災害時の緊急輸送を円滑かつ確実に実施するための第2次緊急輸送道路に指定されています。
平成18年度末に周南市須万地区の0.9km区間を部分供用することで、2箇所の要防災対策箇所の対策が完了する予定です。



施工中の状況

TOPICS 緊急輸送道路とは？

緊急輸送道路

大規模な災害が起きた場合における避難・救助をはじめ、物資の供給、諸施設の復旧等広範な応急対策活動を実施するため、非常事態に対応した交通の確保を図ることを目的として、重要な路線を緊急輸送道路として定めています。

凡 例	
★	第三次医療施設
●	市町村庁舎
○	旧市町村庁舎
—	緊急輸送道路



出典：山口県及び国土交通省山口河川国道事務所資料

山口県内の緊急輸送道路